

指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概要	
施設名称	川口市立美術館
設置目的	市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、もって豊かな文化生活の形成に寄与すること。
所在地	川口市川口3丁目1番2号
構造規模	建物構造 地上 S及びSRC造、地下 SRC造
	建物規模 地上2階、地下2階(既存駐車場)、塔屋1階
	建築面積 2,571.72㎡
	建物面積 11,184.78㎡ (内訳)B2階 4,050.93㎡ B1階 2,508.56㎡ 1階 2,216.84㎡ 2階 2,211.29㎡ R階 197.16㎡
	施設内容 (1階) 展示ホール、ギャラリー、ライブラリー、集密書架、収蔵庫、倉庫、会議室、事務室、WC、授乳室、給湯室、警備中央監視室、トラックヤード、機械室 など (2階) エントランスロビー、アトリウム、展示室1、展示室2、多目的室、ショップ、レストラン、厨房、食品庫、休憩室、一時保管庫、倉庫、WC、授乳室、機械室 など (R階) 機械室 など 指定管理業務対象範囲 (1)美術館内(地上1階・2階・R階) (2)外構(2階東側連絡ブリッジ及び敷地境界線内の一部(外灯設備、ベンチ等を含む。))
所管課	文化推進室
2 募集概要・応募状況	
募集要旨 【導入目的】	美術館の運営には、業務に専門性が求められることから、民間事業者等が有するノウハウやネットワーク等を活用して、円滑で効果的かつ効率的な施設運営を行うことを目的として、指定管理者制度を導入するもの。
指定期間	令和8年1月24日から令和13年3月31日まで(約5年2ヶ月間) 新規
選定種別	公募
	※非公募理由
指定管理料	【総額】 972,500千円 (参考)前指定期間
利用料金	有り
応募団体	1 団体 (アートがつなぐ 川口の未来)

指定管理者候補者選定基本調書

3 市民生活部専門委員会における選定結果 ⇒詳細は資料21ページを参照

第一位指定管理者候補者					
名称	アートがつなぐ 川口の未来				
代表団体	株式会社21世紀文化芸術研究室				
所在地	埼玉県川口市栄町三丁目105番地15-2(3階)				
代表者	代表取締役 岡村 睦美				
主な業種	サービス業				
法人の目的	芸術文化に関わる施設のプランニング、設計、運営等				
法人の事業	アート展覧会・講座の企画・開催、研究・執筆等				
役員の状況	代表取締役 1名 専務取締役 1名				
構成団体1	株式会社日環サービス				
所在地	埼玉県川口市前川一丁目14番15号				
代表者	代表取締役 廣瀬 進治				
主な業種	ビルメンテナンス業				
法人の目的	清掃、警備委託業務等				
法人の事業	清掃、警備委託業務、造園、緑地管理業務等				
役員の状況	代表取締役2名、取締役2名、監査役1名				
構成団体2	株式会社埼玉新聞社				
所在地	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目282番地3				
代表者	代表取締役社長 関根 正昌				
主な業種	新聞発行業				
法人の目的	厳正公平迅速正確なる報道を期する日刊埼玉新聞の発行等				
法人の事業	日刊埼玉新聞の発行、電子媒体によるニュースの配信等				
役員の状況	代表取締役1名、取締役2名、監査役1名				
構成団体3	株式会社テレビ埼玉				
所在地	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目36番4号				
代表者	代表取締役社長 川原 泰博				
主な業種	放送業				
法人の目的	基幹放送事業等				
法人の事業	放送番組の制作・販売、イベント企画運営等				
役員の状況	代表取締役1名、取締役17名、監査役3名				
指定管理料	【総額】972,200千円				
専門委員会における 審査点数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第一次審査</th> <th>第二次審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>615</td> <td>621</td> </tr> </tbody> </table>	第一次審査	第二次審査	615	621
第一次審査	第二次審査				
615	621				

【選定理由】

応募のあった1団体について、市民生活部指定管理者候補者選定専門委員会において、川口市立美術館の目的・役割等を十分に理解し、管理運営方針、平等な利用の確保、施設の設置目的の発揮、施設管理を安定して行う能力、管理経費縮減、適切な事業運営、経費及び収入の提案について、提出された資料及びプレゼンテーションによる審査を行い、総合的に評価して選考を行った。

審査基準に従って6名の選定委員が7分野、23項目について採点した結果、合計点は、780点満点中で621点となった。

当該団体である「アートがつくる 川口の未来」は、地域に根ざした管理運営方針や本市の美術を体系的に紹介する常設展、多様な企画展などの事業運営に係る提案について、特に高い評価を受け、その他の項目についても適正との評価を得た。

以上の選考経過を踏まえ、「アートがつくる 川口の未来」を川口市立美術館の指定管理者候補者とした。

第一次審査結果表

(順不同)

項目	A	B	C	D	E	F	小計	合計	基準点	配点
1 管理運営方針が公の施設として適切であるか	4	5	5	5	5	5	29	29	15	30
2 利用者に平等な利用の確保を行うことができるか	3	4	5	4	4	4	24	24	15	30
3 施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができるか								94	60	120
・施設の設置目的を十分理解し、施設運営の適合性はあるか	4	4	5	4	4	5	26			
・施設の利用促進を図ることのできる具体的内容であるか	3	3	5	4	4	4	23			
・利用者に対するサービスを向上させることは可能であるか	3	4	4	4	4	4	23			
・市民・関係団体・周辺施設等との連携を構築できる計画であるか	3	3	4	4	4	4	22			
4 施設管理を安定して行う能力を有しているか								180	120	240
・決算状況は良好か	3	3	5	4	4	4	23			
・財務の状況は良好か	3	3	5	4	4	4	23			
・適切な労働環境は確保されているか	3	3	5	4	4	4	23			
・美術館、美術館類似施設又はその他社会教育施設等の十分な業務実績を有するか	3	3	5	4	4	4	23			
・職員の配置計画、ローテーション及び雇用関係は適切か	3	3	4	4	4	4	22			
・職員研修計画は適切であるか	3	3	4	4	4	4	22			
・危機管理対応は適切であるか	3	3	5	4	4	3	22			
・個人情報保護や情報公開の取り扱いは適切であるか	3	3	5	4	4	3	22			
5 管理経費縮減等の提案・計画が適切であるか								45	30	60
・利用料金を前提とした具体的な料金設定の方針は適正であるか	3	4	5	4	4	3	23			
・管理経費縮減の具体的な取り組みは適切であるか	3	3	5	4	4	3	22			
6 美術館の事業運営を適切に行うことができるか								199	120	240
・美術品等の管理の具体的内容は適切であるか	3	3	5	4	5	3	23			
・常設展事業の実施等の具体的内容は適切であるか ※各委員配点10点	8	6	10	10	10	8	52			
・企画展事業の実施等の具体的内容は適切であるか ※各委員配点10点	8	8	10	10	10	8	54			
・教育普及の実施等の具体的内容は適切であるか	3	3	5	5	4	4	24			
・ショップエリアの活用の具体的内容は適切であるか	3	4	4	5	4	4	24			
・レストランエリアの活用及び自主事業の提案は効果的であるか	3	4	4	3	4	4	22			
7 経費及び収入の提案・計画が適切であるか ※各委員配点10点	6	6	8	8	8	8	44	44	30	60
計	84	88	122	110	110	101	615	615		780

第二次審査結果表

(順不同)

項目	A	B	C	D	E	F	小計	合計	基準点	配点
1 管理運営方針が公の施設として適切であるか	4	5	5	5	5	5	29	29	15	30
2 利用者に平等な利用の確保を行うことができるか	3	4	5	4	5	4	25	25	15	30
3 施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができるか										
・施設の設置目的を十分理解し、施設運営の適合性はあるか	4	4	5	5	5	5	28	102	60	120
・施設の利用促進を図ることのできる具体的内容であるか	3	3	5	4	5	4	24			
・利用者に対するサービスを向上させることは可能であるか	3	4	5	4	5	4	25			
・市民・関係団体・周辺施設等との連携を構築できる計画であるか	3	3	5	5	5	4	25			
4 施設管理を安定して行う能力を有しているか										
・決算状況は良好か	3	3	4	4	4	4	22	182	120	240
・財務の状況は良好か	3	3	4	4	4	4	22			
・適切な労働環境は確保されているか	3	3	5	4	4	4	23			
・美術館、美術館類似施設又はその他社会教育施設等の十分な業務実績を有するか	3	3	5	5	4	4	24			
・職員の配置計画、ローテーション及び雇用関係は適切か	3	3	4	4	4	4	22			
・職員研修計画は適切であるか	3	3	5	4	4	4	23			
・危機管理対応は適切であるか	3	3	5	4	5	3	23			
・個人情報保護や情報公開の取り扱いは適切であるか	3	3	5	4	5	3	23			
5 管理経費縮減等の提案・計画が適切であるか										
・利用料金を前提とした具体的な料金設定の方針は適正であるか	3	3	5	5	4	3	23	45	30	60
・管理経費縮減の具体的な取り組みは適切であるか	3	3	5	4	4	3	22			
6 美術館の事業運営を適切に行うことができるか										
・美術品等の管理の具体的内容は適切であるか	3	3	5	4	5	3	23	194	120	240
・常設展事業の実施等の具体的内容は適切であるか ※各委員配点10点	8	6	10	10	10	8	52			
・企画展事業の実施等の具体的内容は適切であるか ※各委員配点10点	6	10	8	10	8	6	48			
・教育普及の実施等の具体的内容は適切であるか	3	4	5	5	4	4	25			
・ショップエリアの活用の具体的内容は適切であるか	3	4	5	5	4	4	25			
・レストランエリアの活用及び自主事業の提案は効果的であるか	3	4	4	4	3	3	21			
7 経費及び収入の提案・計画が適切であるか ※各委員配点10点	6	6	8	8	8	8	44	44	30	60
計	82	90	122	115	114	98	621	621		780

川口市立美術館指定管理者選定に関する審査基準

1 審査基準

- (1) 管理運営方針が公の施設として適切であること
- (2) 市民に平等な利用の確保を行うことができること
- (3) 施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができること
- (4) 施設管理を安定して行う能力を有していること
- (5) 管理経費縮減等の提案・計画が適切であること
- (6) 美術館の事業運営を適切に行うことができること
- (7) 経費及び収入の提案・計画が適切であること

2 審査方法

(1) 1次審査

ア 審査項目

- ・資格審査・・・申請者の備えるべき資格の確認（事務局にて実施）
- ・書類審査・・・基準を満たした提案内容であるかの審査

イ 審査の流れ

川口市市民生活部指定管理者候補者選定専門委員会の各委員において、関係書類が5段階の評定基準のいずれかに該当するかを評定・審査し、原則として複数の優秀提案者を決定します。

- ① 各項目を点数化→各審査員の得点記入
- ② 点数による順位比較
- ③ 複数の優秀提案者を2次審査へ選出

(2) 2次審査

ア 審査項目

- ・プレゼンテーション・・・基準を満たした提案内容であるかの審査

イ 審査の流れ

1次審査通過団体に対して、具体的な事業内容や運営の実現性等についてのプレゼンテーション等を実施し、5段階の評定基準のいずれかに該当するかを評定・審査し、指定管理者の候補者および第2位の候補者等を選定します。

- ① プレゼンテーション実施
- ② 提案内容の比較検討
- ③ 各項目を点数化→各審査員の得点記入
- ④ 点数による順位比較
- ⑤ 指定管理者候補者および第2位候補者を決定